

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（東京都知事決定）

都市計画東五反田二丁目第1地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名 称		東五反田二丁目第1地区第一種市街地再開発事業							
施行区域面積		約 1.9 ha							
公共施設の配置及び規模	道 路	種別	名 称	幅 員		延 長	面 積	備 考	
		幹線街路	地区幹線道路	9.0m〔12.0m〕		約170m		幹線2級区道Ⅱ-14号線	拡幅整備
		区画街路	区画道路 1号	4.0m〔7.0m～8.0m〕		約165m		一般区道Ⅱ-48号線	拡幅整備
			区画道路 2号	4.5m～8.0m〔8.0m〕		約105m		幹線2級区道Ⅱ-15号線	拡幅整備
			区画道路 3号	6.0m〔8.5m〕		約95m		一般区道Ⅱ-16号線	拡幅整備
	公園及び緑地	公 園	御成橋公園				約1,030㎡		
		緑 地	緑地				約520㎡		
建築物の整備	街区番号	建 築 物		敷地面積に対する		主要用途	建築物の高さの限度	備 考	
		建築面積	延べ面積	建築面積の割合	延べ面積の割合				
	1	約6,300㎡	約67,400㎡ (容積対象面積) 約58,000㎡	約4.6/10	約42.0/10	住宅 業務 店舗 駐車場	高層部1 110m 高層部2 85m 中層部1 40m 中層部2 30m 低層部 20m		

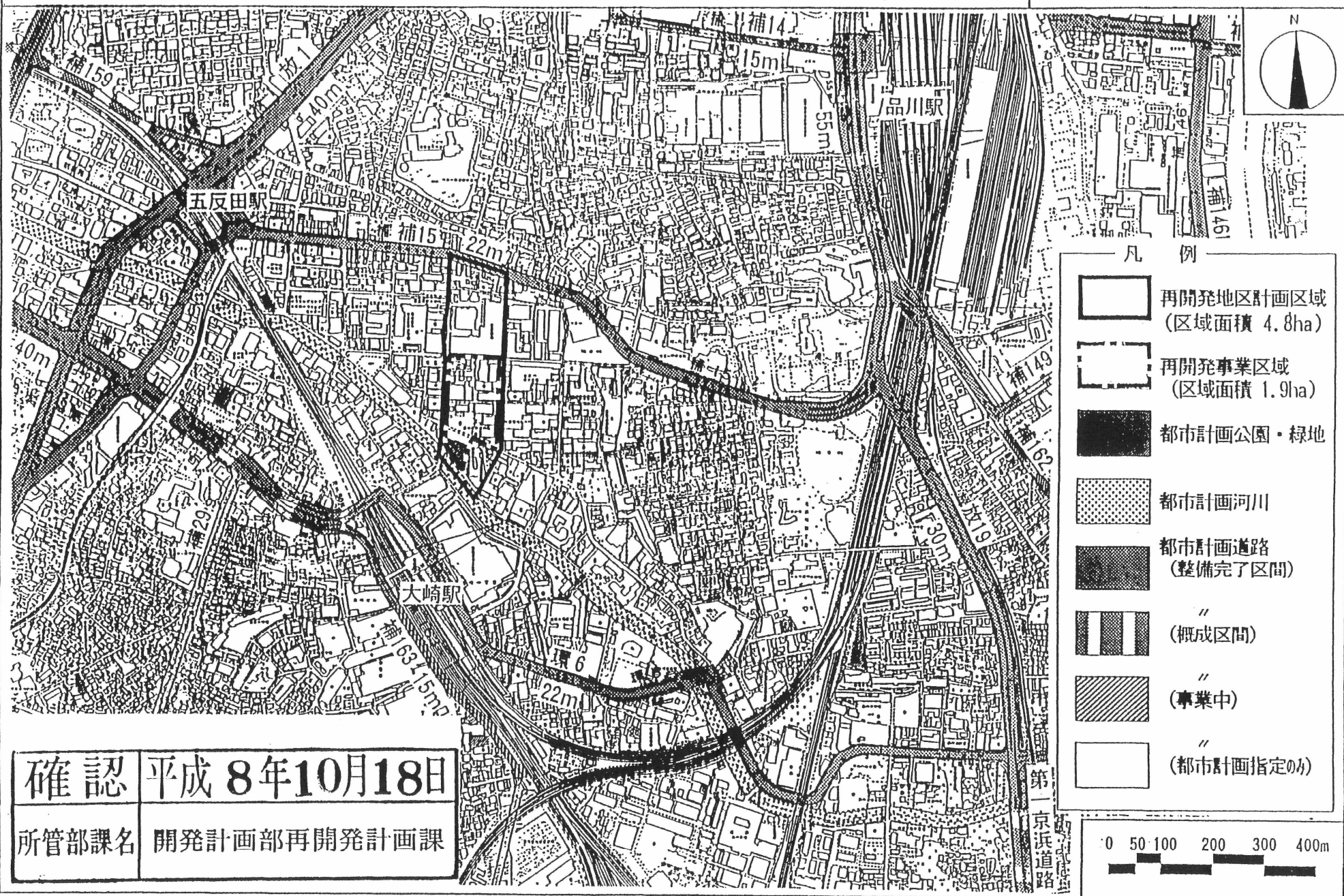
参 考	再 開 発 地 区 整 備 計 画 の 制 限 内 容			
	建築物の用途の制限 最 高 限 度 規 制 最 低 限 度 規 制 壁面の位置の限度	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号～6号又は同条第4項各号の 一 に該当する営業の用に供する建築物、建築基準法別表第二（り）項に掲げるものは建築してはならない。 容積率：55/10以下 建ぺい率：6/10以下（ただし、建築基準法第53条第3項の規定を適用する場合はこの限りではない。） 容積率：20/10以上 敷地面積：3,000㎡以上 建築面積：500㎡以上 6.5m, 5m, 3m		
建 築 敷 地 の 整 備	街区 番号	建 築 敷 地 面 積	整 備 計 画	備 考
	1	約 14,000 ㎡	幅員3～6.5mの歩道状空地を整備する。	
住 宅 建 設 の 目 標		戸 数	面 積	備 考
		約 310 戸	約 31,000㎡	

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の限度は計画図表示のとおり」

理由：大崎副都心の複合市街地を形成する地区として、土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画

東五反田二丁目第1地区第一種市街地再開発事業 総括図(1)位置図 S=1:10,000



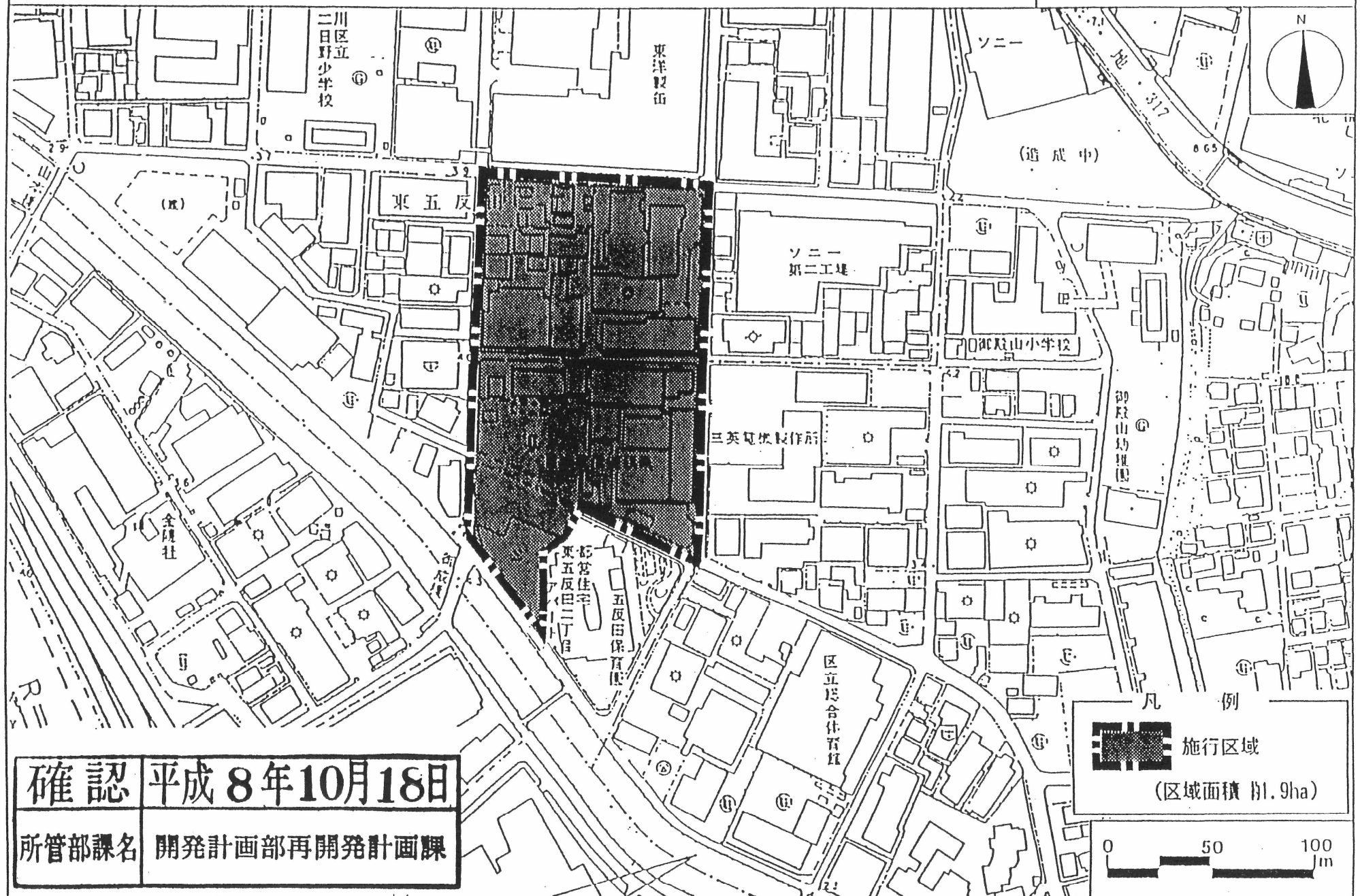
確認 平成 8 年 10 月 18 日

所管部課名 開発計画部再開発計画課

東京都市計画

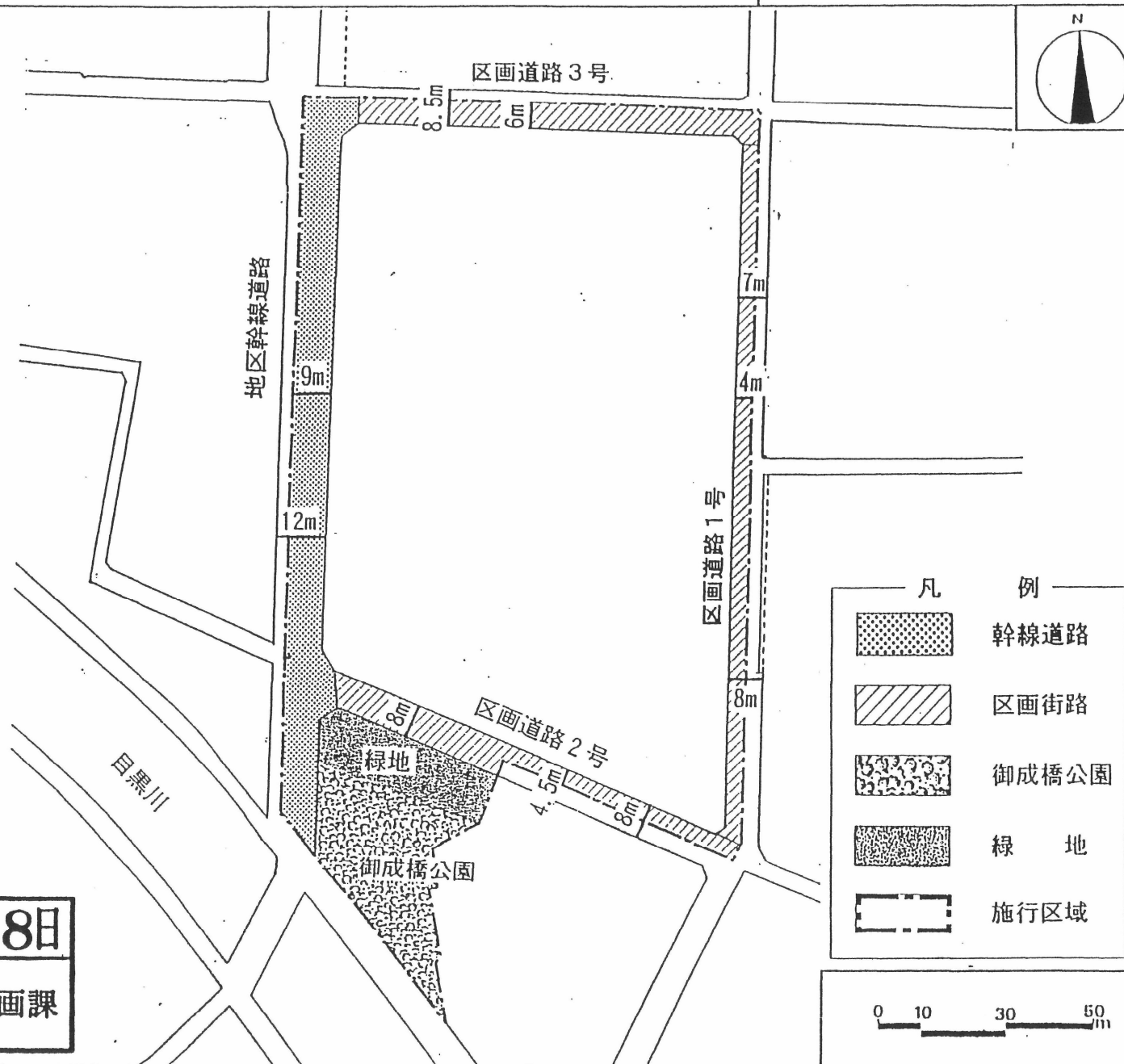
東五反田二丁目第1地区第一種市街地再開発事業 計画図(1) 施行区域図

S=1:2,500



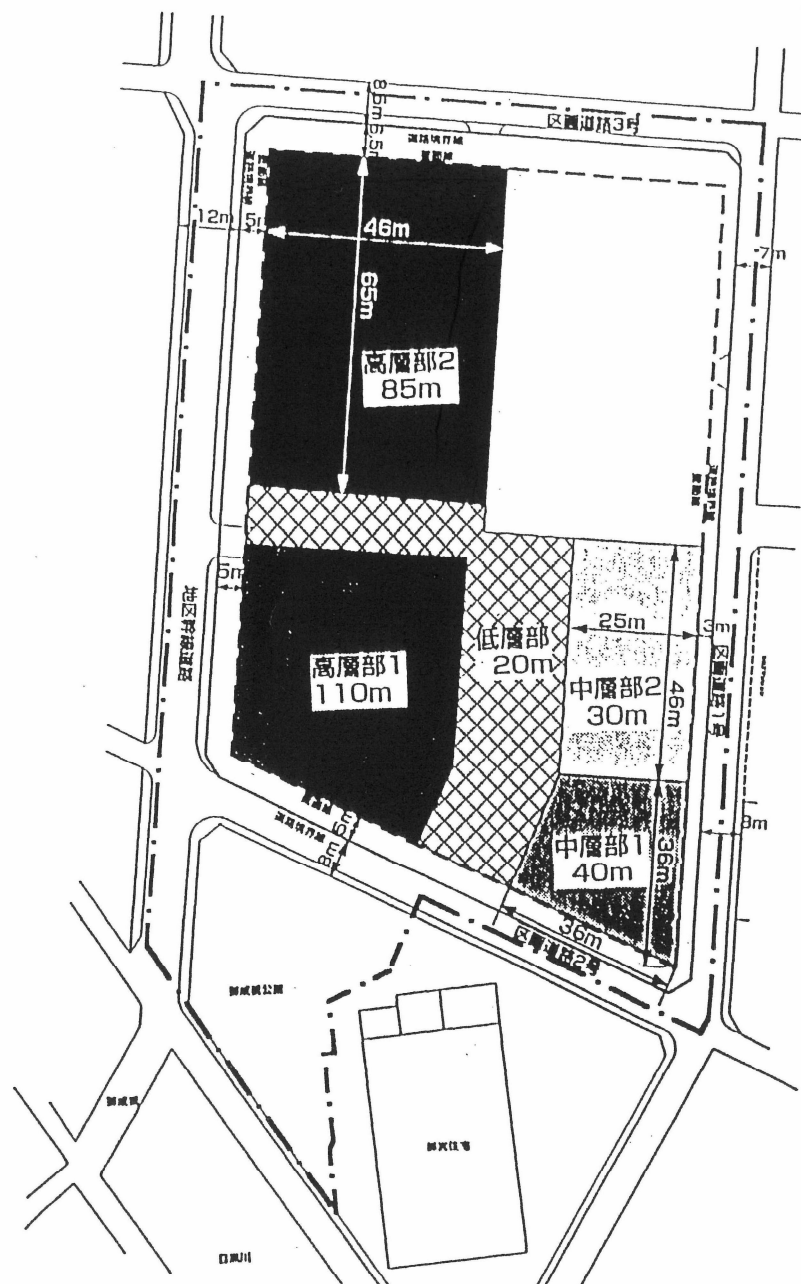
東京都市計画

東五反田二丁目第1地区第一種市街地再開発事業 計画図(2) 公共施設の配置及び街区の配置



確認 平成 8年10月18日

所管部課名 開発計画部再開発計画課



確認 平成 8 年 10 月 18 日

所管部課名 開発計画部再開発計画課

凡 例

	施行区域
	壁面位置の限度
	建物の高さの限度 高層部 (1) 110m
	建物の高さの限度 高層部 (2) 85m
	建物高さの限度 中層部 (1) 40m
	建物高さの限度 中層部 (2) 30m
	建物高さの限度 低層部 20m

0 20 40 60m